

空き家の売買を支援します！

工事費用最大**30**万円！

(その他の費用は最大**10**万円)

補助します！

- ①建物状況調査（インスペクション）に！
- ②売買かし保険の加入に！
- ③不動産登記に関わる費用に！
- ④売買が成立した時の手数料に！
- ⑤家財の整理・搬出に！
- ⑥空き家の管理に！
- ⑦リフォーム・リノベーション工事に！



申請期限

①～⑥令和7年 1月31日（金）

⑦ 令和6年12月13日（金）

※対象事業を行う前に申請をする必要があります。



■お問い合わせ先■

八戸市 都市整備部 都市政策課(別館6階)

[電話] 0178-43-2824(直通)

[E-mail] toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

詳しくは
こちら⇒



八戸市あんしん空き家流通促進事業補助金

八戸市では、空き家の流通促進のため、空き家を買収する場合に必要な費用の一部を補助しています。

🏠補助対象住宅🏠

次の①～④の全てに該当する住宅

- ①市内に所在し、空き家となっている住宅又は今後使用する見込みのない住宅
- ②建築基準法の建築確認を受けている住宅(南郷地区に所在するものを除く。)
- ③居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅
- ④売却先が決まっている住宅(売却先が決まっていない場合は、宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者との間で媒介契約を締結している住宅)

🏠補助対象者🏠

- 所有者等 既存住宅を所有する個人で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 不動産登記事項証明書に所有者として登記されている者
 - イ 固定資産税課税台帳に所有者として登録されている者
 - ウ 買主としてア又はイに該当する者と売買契約を締結している者
- 登録者 八戸市空き家バンクに空き家を登録している者(登録者が法人である場合を除く。)
- 利用希望者 八戸市空き家バンクの利用を申し込んだ個人で登録者と売買契約を締結している者

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費(消費税、地方消費税は除く)
①既存住宅状況調査(インスペクション)	所有者等 登録者 利用希望者	既存住宅状況調査技術者が行った既存住宅状況調査に要する経費
②既存住宅売買瑕疵保険	所有者等 登録者 利用希望者	住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費
③既存住宅不動産登記	所有者等 登録者 利用希望者	八戸市空き家バンクに登録しようとする住宅の所有権保存登記及び相続に伴う所有権移転登記や八戸市空き家バンクに登録された住宅の売買に伴う所有権移転登記に係る費用として司法書士等に支払う費用のうち登録免許税額を控除した経費
④既存住宅家財整理、家財搬出	登録者 利用希望者	八戸市空き家バンクに登録された住宅内にある遺品等の家財の整理及び搬出に要する費用として事業者を支払う経費。ただし、利用希望者にあつては、当該住宅に係る売買契約締結後、入居前に整理及び搬出する経費に限る。
⑤取引仲介手数料	登録者 利用希望者	八戸市空き家バンクに登録された住宅の売買にあたり、仲介業者に支払った報酬
⑥空き家管理支援	登録者	八戸市空き家バンクに登録された住宅の外観確認・点検、修理手配、清掃、内部の通気・換気・通水、敷地内の除草及び庭木の手入れ等に要する経費。ただし、初めて物件を登録してから24カ月までの期間に限る。
⑦既存住宅リフォーム・リノベーション工事	利用希望者	八戸市空き家バンクに登録された市街化区域内の住宅の機能を維持もしくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事に要する経費。ただし、当該住宅に係る売買契約締結後、入居前にリフォーム・リノベーションする工事に限る。

①～⑥の補助金は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とし、併用最大10万円。
⑦の補助金は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、市街化区域のみ1戸当たり20万円、居住誘導区域については1戸当たり30万円を限度とし、①～⑥との併用は不可。

🏠補助金受給まで🏠

①補助金交付申請書提出

※必要書類を添付

- ・申請受付(R7.1.31まで)
- ※リフォーム工事はR6.12.13まで
- ・申請内容を審査し補助金交付適否を通知

②完了報告書提出

※領収書、完成写真等を添付

- ・報告受付(R7.2.14まで)
- ・報告内容を審査し補助金確定額を通知

③請求書提出

- ・請求書受領
- ・補助金支払

さらに
お得!

この補助金を受け、事業を実施した住宅のリフォーム等について、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫から融資を受ける際に、金利優遇措置を受けることができます。(所定の審査が必要です。)

■お問い合わせ先■

八戸市 都市整備部 都市政策課(別館6階)

[電話] 0178-43-2824(直通) [E-mail] toshisei@city.hachinohe.aomori.jp